

宗像市 PFS を活用した特定健診受診率向上事業
成果水準書

1 件名

宗像市 PFS を活用した特定健診受診率向上事業

2 背景

国民健康保険制度を持続可能なものとするため、本市においても医療費適正化に努めている。特に医療費が高額になる生活習慣病については、定期的に特定健診を受診することで重症化する前に早期発見し、生活改善や医療機関受診につなげる必要がある。

本市では第2期宗像市国民健康保険保健事業実施計画（以下、データヘルス計画）（平成30年度～令和5年度）において、特定健診受診率の向上を目標の一つに挙げており、特定健診未受診者対策に取り組んできた。令和元年度の特定健診受診率は37.7%であったが、コロナ禍の影響により令和2年度は27.1%と大幅に低下した。その後、様々な特定健診受診率向上の取組を実施し、令和5年度には34.5%（令和6年6月末時点）まで回復したが、コロナ禍前の水準に届いておらず、第2期データヘルス計画の目標値とは大きな乖離があった。第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）においても特定健診受診率の向上を目標としており、引き続き特定健診未受診者対策に積極的に取り組む必要がある。

3 事業目的

民間事業者のノウハウを最大限に活かすため、成果連動型民間委託契約方式（以下、PFS）を活用することで、効率的・効果的に特定健診受診率を向上させることを目的とする。

4 業務期間

業務期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

5 契約期間

契約期間は、契約締結の日から令和11年3月31日までとする。

6 業務概要

本事業において本市国民健康保険特定健診対象者に対して、受診率の向上に寄与する効率的・効果的な施策を立案し勧奨を実施する。

7 業務範囲

本事業は PFS の手法を活用することから、受注者は提案内容に基づき、対象者に対して成果の達成に資する業務内容を実施する。

委託する業務範囲は以下の通りとする。

(1) 特定健診案内通知の作成及び発送

- ・ 概要：翌年度の特定健診対象者に向けた住民健診事業の周知と健診申込書を兼ねた案内通知を作成し、発送する。
- ・ 時期：2月末までに原稿作成、2月中に対象者リストを市より提供、発送数日前に引抜リストを市より提供、3月上旬発送。詳細なスケジュールは別途協議の上、決定する。
- ・ 対象者：対象年度中に40歳～74歳に達する特定健診対象者全員。
- ・ 件数：14,000通（令和6年3月発送実績12,800通）
- ・ 納品：受託者から対象者に直接発送し、残数を市健康課に納品すること。
- ・ 内容：特定健診対象者に健診スケジュール・料金・申込方法等を案内し、受診勧奨するもの。集団健診で同時実施しているがん検診及び節目健診についても併記する。郵送物のサイズ・レイアウト・文面等は市と協議・校正し決定する。必要事項が網羅されており、受診啓発につながるものであれば、特定の様式にこだわるものではない。

(2) 特定健診受診券の作成及び発送

- ・ 概要：対象年度の特定健診対象者に向けた特定健診受診券を作成し、発送する。なお、年度途中の加入者に対する特定健診受診券は本市が宛名を印字し発送するため、宛名を印字していない特定健診受診券を本市に納入する。
- ・ 時期：4月～5月に原稿作成、5月中旬までに対象者リストを市より提供、発送数日前に引抜リストを市より提供、5月下旬発送。詳細なスケジュールは別途協議の上、決定する。
- ・ 対象者：対象者リスト抽出時点で40歳～73歳、誕生日が7月以降の74歳の特定健診対象者。ただし5月までの集団健診受診（申込）者を除く。
- ・ 件数：15,000通（令和6年5月発送実績13,550通）
- ・ 納品：受託者から対象者に直接発送し、残数を市健康課に納品すること。
- ・ 内容：特定健診を受診するために必要な受診券番号等を記載したもの。郵送物のサイズ・レイアウト・文面等は市と協議・校正し決定する。受診券台紙、質問票及び封筒については、下記の令和6年度特定健診受診券の仕様を満たすものとする。それ以外については、必要事項が網羅されており、受診啓発につながるものであれば、特定の様式にこだわるものではない。また、受診勧奨チラシ等を同封しても構わない。

<参考：令和6年度特定健診受診券の仕様（抜粋）>

(1) 特定健診受診券台紙

- ・ A4 サイズ
- ・ 両面刷り
- ・ 上質 110 k g（ミシン目印刷に耐えうるもの）
- ・ 台紙から特定健診受診券を切り取るミシン目あり

(2) 質問票

- ・ A4 サイズ
- ・ 両面刷り
- ・ 原稿は PDF データで受渡

(3) 角 2 窓あき封筒

- ・ (1) から (2) を封入するための角 2 窓あき封筒

(3) 特定健診受診勧奨

年間を通して特定健診未受診者に対して受診勧奨を実施する。なお、特定の手法・時期・頻度を定めるものではなく、受託事業者が適切かつ効果的と判断した手法・時期・頻度等で実施する。

8 介入対象者

宗像市内の国民健康保険に加入する 40 歳～74 歳を対象とする。

特に、比較的受診率の低い 40 歳～60 歳や、過去 3 年間に特定健診未受診の方の受診率向上を目指すものとする。

なお、勧奨時には本市から対象者に関する情報を提供する。

9 提供データ

本市は、業務の委託にあたり次のデータを提供する。

(1) 特定健診対象者の被保険者情報データ

対象者の氏名、住所、生年月日、性別、宛名番号等を含むデータ（例：健康管理システムより抽出）

(2) 特定健診受診歴データ

対象者の特定健診受診歴を示すデータ（例：特定健診データ管理システムより抽出）

(3) 特定健診案内通知、特定健診受診券作成用データ

作成時点での発送対象者の氏名、住所、生年月日、性別、宛名番号等を含むデータ（例：健康管理システムより抽出）

(4) その他、業務実施の上で必要であり提供が可能なデータについて、協議の上、提供する。

10 報告・連絡

受注者は、業務の実施にあたり次の通り報告及び打合せを行う。

(1) 報告書の作成・提出

・ 業務の実施報告書

案内通知の作成・発送、受診券の作成・発送、受診勧奨について、実施後にそれぞれ実施報告書を市に提出すること。報告の頻度・時期・内容については、実施内容に応じて市と協議して決定する。なお、実施時期が限定されず通年で実施するものは基本的に例月報告とする。ただし、業務年度の最後の実施報告書は翌年度4月10日までに提出すること。

・ 業務年度の実績報告書

業務年度ごとに事業の実績をまとめた実績報告書を市に提出すること。報告の時期・内容については、実施内容に応じて市と協議して決定する。

・ 事故報告書

事故やトラブルが生じた時には、その内容と対応について市に可及的速やかに事故報告書を提出すること。

(2) 打合せ等の実施・参加

委託業務の開始にあたり、委託業務の詳細を決定する打合せを行うこと。事業開始後も必要に応じて適宜、打合せを行うこと。打合せの場所や日時、方法については、市及び受注者が協議のうえで決定する。

11 支払方法

業務年度の支払は、固定分と成果連動分の2回に分けて行う。

なお、成果連動分支払時期は、業務年度の法定報告が次年度に確定する関係上、支払いが年度をまたぐ点に留意すること。

(1) 固定分支払

受注者は、業務年度の最後の実施報告書の提出と併せて請求書により市に請求する。市は、請求書を受領して30日以内に支払う。

(2) 成果連動分支払

市は、業務年度の翌年度1月末までに最終成果値及び成果連動分支払額を受注者に通知する。受注者は、2月末までに請求書により市に請求する。市は、請求書を受領して30日以内に支払う。

【支払時期の目安】

業務年度	固定分支払時期	成果連動分支払時期
令和7年度	令和8年4月	令和9年3月
令和8年度	令和9年4月	令和10年3月
令和9年度	令和10年4月	令和11年3月

12 成果指標

本事業における成果として以下の指標を設定する。

- (1) 法定報告受診率
法定報告の対象となる40歳以上74歳以下の受診率
- (2) 現役世代受診率
法定報告の対象者のうち、40歳以上59歳以下の受診率
- (3) 未経験者受診率
法定報告の対象者のうち、過去3年間で一度も受診していないものの受診率

13 支払条件

支払年度ごとの支払上限額（税込）は次の通りとする。

令和 7年度	固定部分	7,225,000 円	成果連動部分	0 円
令和 8年度	固定部分	7,225,000 円	成果連動部分	7,005,000 円
令和 9年度	固定部分	7,225,000 円	成果連動部分	7,005,000 円
令和 10年度	固定部分	0 円	成果連動部分	7,005,000 円

固定部分は、実績値に依らず定額を支払うものとする。

成果連動部分は、次の3項目の合計額を支払うものとする。

- ・ 実績値に応じた報酬
実績値に応じて変動した額を支払うものであり、実績値を0.1%刻みで評価する。0.1%あたりの報酬額は、最大報酬額を上限値と下限値の差分で割り戻した額とする。
なお、実績値が下限値以下の場合、実績値に応じた報酬は発生しない。
- ・ 目標値達成ボーナス
実績値が目標値以上の場合に定額を支払うものである。

(1) 法定報告受診率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
上限値	44.0%	48.0%	52.0%
目標値	前年度実績値+3.0%		
下限値	前年度実績値と34.0%のいずれか高い方		

	支払額(千円)
実績値に応じた報酬(最大報酬額)	3,362
目標値達成ボーナス	841
合計	4,203

(2) 現役世代受診率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
上限値	32.0%	36.0%	40.0%
目標値	前年度実績値+1.0%		
下限値	前年度実績値と22.0%のいずれか高い方		

	支払額(千円)
実績値に応じた報酬(最大報酬額)	1,121
目標値達成ボーナス	280
合計	1,401

(3) 未経験者受診率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
上限値	15.0%	15.0%	15.0%
目標値	12.0%	12.0%	12.0%
下限値	9.0%	9.0%	9.0%

	支払額(千円)
実績値に応じた報酬(最大報酬額)	1,121
目標値達成ボーナス	280
合計	1,401

14 成果評価方法

成果評価にあたっては、まず本市において法定報告値を基に成果指標ごとの実績値を算出する。原則、実績値が成果評価の対象となる成果値となる。ただし、大規模災害や新興感染症のまん延といった事象が発生した場合、これらの環境要因が受診率に与える影響を考慮すべきか、考慮するならば成果値にどう反映するかを検討する。

以上により算出した成果値案について評価アドバイザーから助言を受け、必要に応じて修正を加え、成果値を確定する。

15 評価アドバイザー

日本赤十字九州国際看護大学の中山晃志教授を評価アドバイザーとする。

本市が算出する成果指標ごとの実績値や環境要因の考慮要否などについて、第三者評価機関から助言を受け、適切に成果評価を実施する。

- ・ 研究概要：統計学を専門とし、特に看護分野を中心とした保健・福祉に関わる多角的な視点からの量的分析に携わっている。
- ・ 所属：日本赤十字九州国際看護大学 看護学部看護学科 基礎・専門基礎領域

16 コンプライアンス関係情報

受注者は、プライバシーマーク又はISO027001/ISMSを取得していること。

個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の規定を遵守すること。

なお、本事業で発生する個人情報を含むデータの受け渡しについては、原則として、相互の専用回線、又はセキュリティ便の利用等により、個人情報保護に配慮した方法で行うこと。

17 事故等への対応

委託業務に係る事故等の責任及び損害賠償等は受注者に帰属する。

また、受注者は事故やトラブルが生じた時には適切な措置を講じるとともに、直ちに市へ報告しなければならない。

18 その他の特記事項

- (1) 委託業務に係る経費については、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、市が要請する緊急の連絡や協議には、迅速に対応すること。
- (3) その他、成果水準書に定めのない事項については、市及び受注者が協議して定める。